**○経済産業省告示第二百二十号**

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成二十九年九月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年九月二十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

| 登録番号 | 氏名 |
|---|---|
| 103423 | 藏冨　一忠 |
| 210641 | 前津　和徹 |

**○経済産業省告示第二百二十一号**

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十九年九月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年九月二十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

| 登録番号 | 氏名 |
|---|---|
| 400777 | 清澤　正 |
| 404982 | 島田　裕也 |
| 404991 | 南本　隆重 |
| 405026 | 今別府　忍 |
| 405040 | 渡邉　秀次 |

**○経済産業省告示第二百二十二号**

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十九年九月三日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年九月二十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

| 登録番号 | 氏名 | 登録番号 | 氏名 |
|---|---|---|---|
| 410323 | 蘇江　隆介 | 410333 | 松山　文露 |
| 410341 | 伊藤　浩平 | 410379 | 近藤　里美 |
| 410394 | 山崎　修 | | |

**○国土交通省告示第八百五十三号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

加正谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

愛知県岡崎市鹿勝川町

字前田　七番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地及び平成三年建設省告示第二十四号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）

愛知県岡崎市鹿勝川町

字前田　四番七　一号から三号まで

四番五　五号及び六号

字二番度　一番四七　四号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

松久保沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十三年建設省告示第千二十五号で指定した西市野々川の土地の区域を除く。）

愛知県豊田市西市野々町

西屋敷　三九七番一　一号及び二号

松久保　七〇八番　三号

七一一番　四号

七〇四番三　五号

七〇四番一　六号及び七号

七〇〇番　八号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

前田沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県豊田市中金町

岩倉　一五八七番二　一号

一五八六番　二号及び四号

一五八五番一　三号

七一二番　五号

七一〇番　六号

一五七四番　七号

七一七番　八号及び九号

七一八番　十号

七二四番二地先道路敷　十一号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

井戸川沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県豊田市小田木町

井戸川　四〇番三　一号

四〇番四　二号

四二番一　三号から五号まで

四四番二　六号及び七号

四四番四　八号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮川第六支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県新城市作手保永

字布路　五四番五　一号

五四番八　二号

五四番十五　三号

五四番二　四号及び五号

五三番　六号、七号及び十号

六五番　八号及び九号

五二番　十一号及び十二号

五四番三　十三号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東林沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県新城市徳定

字水ノ口　三五八番　一号

三五八番二　二号

三六〇番一　三号

三六〇番　四号及び九号

三六九番　六号及び七号

三七〇番一　八号

三六二番二　十号

三三五番一三五　五号

字東林

**○国土交通省告示第八百五十四号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

仮川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松

字蛇羅口　四二四六番二　一号

字下若水　四二四八番三　二号

四二四八番二　三号及び四号

字二ノ坂　四二四二番四四　五号及び六号

四二四二番二六　七号及び八号

**○国土交通省告示第八百五十五号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石ノ前川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市跡ヶ瀬

字戸下　六四〇番一　一号から四号まで

六四〇番三六　五号

六四〇番八　六号

**○国土交通省告示第八百五十六号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

四ツ江川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千七百四十一号で指定した土地の区域を除く。）